維持修繕工事集約契約方式の指名競争入札に伴う入札説明書（建設工事）

阪神高速道路株式会社（以下、旧阪神高速道路公団を含め「阪神高速」という。）の維持修繕工事集約契約方式を適用する「道路照明設備更新工事（2025-池・守口）」に係る指名競争入札等については、別に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．指名通知日

2026 年２月４日

２．契約責任者

阪神高速道路株式会社 管理本部長　髙木　秀之

３．工事概要

（１）工事名

道路照明設備更新工事（2025-池・守)

（２）工事場所・内容・工期・概算数量等

工事場所・内容・工期・概算数量及び入札・契約方式等は、**別表－１**のとおり。

（３）本工事は、同一工種の維持修繕工事に関する競争参加申請・審査の手続を事前に一括して実施する維持修繕工事集約契約方式の試行工事である。

なお、本入札手続きは、維持修繕工事集約契約方式で対象とする本工事における集約契約基本協定書締結者への指名通知及び入札手続き等を示すものである。

また、本工事は、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事であり、阪神高速道路株式会社ホームページに掲載の電子入札運用基準を適用する。なお、例外的に電子入札によりがたい者は、競争参加資格確認申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出時までに、同基準に基づき阪神高速の承諾を得て紙入札方式によることができる。

ただし、紙入札方式は一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札のみとし、直接（持参）入札は認めない。

４．指名通知及び競争参加資格の確認

（１）指名通知

維持修繕工事集約契約方式（道路照明設備等更新工事_2025-2028）の集約契約基本協定書締結者を対象のうち、上記３．（１）の工事を対象に、**別表－３**の資格確認基準日において参加資格を有すると認められた者に指名通知書を通知する。

なお、当該資格確認において、競争参加資格がないとした者にもその旨を通知する。

（２）配置技術者

維持修繕工事集約契約方式の競争参加資格申請時に提出された誓約書に基づき、工事契約締結後、資格及び施工経験に加え下記の条件を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で配置すること。

なお、配置が困難であることが明らかな場合には、入札前に辞退手続を行うこと。（詳細は、電子入札運用基準参照)

① 監理技術者の配置が必要となる工事の場合、配置予定技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

② 専任の監理技術者等にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある

こと。なお、恒常的な雇用関係とは、入札日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

③　その他配置技術者へ求める要件は、別表－２のとおり。

5．指名の取り消し

阪神高速が指名通知を行った者であっても、次に掲げる条件のうち（1）～（5）に該当する者は指名を取り消すものとする。

（1）競争参加停止措置

指名通知日から開札日までに、阪神高速道路株式会社競争参加資格停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けた者。

また、阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領（令和５年阪神高速細則第１号）に基づく取引停止の対象者に該当する者。

（2）設計業務等の受託者との関連

本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者。なお、本工事に係る設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者。

（3）入札参加者間の資本・人的関係

入札に参加しようとする者（共同企業体にあっては代表者及びその他の構成員）の間に、下記のいずれかに該当する関係がある者。詳細は、別紙－５「資本関係又は人的関係のある者の同一入札への参加制限について」を参照のこと。

①資本関係

②人的関係

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

なお、競争への影響と見るべき企業結合の関係があるとみなされた場合、それらを対象に抽選を行うことにより、企業結合の関係があるとみなされた者同士が競争参加しないよう、いずれか一方の指名を取り消すものとする。

（4）阪神高速道路株式会社契約規則第６条

阪神高速道路株式会社契約規則（平成 23 年阪神高速規則第 10 号）第６条の規定に該当する者。

（5）会社更生法・民事再生法

会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。

6．設計業務等の受託者等

（1）上記５．（2）の「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、別表－２に掲げる者である。

（2）上記５．（2）の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、その二者の関係が、上記５．（3）①又は②に該当する場合、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記５．（3）①又は②と同視しうると認められる場合をいう。

7．担当部署

別表－３とおり。

8．競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、

阪神高速に対して書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限：**競争参加資格結果通知書**に記載のとおり。

② 提出場所：**別表－３**のとおり。

③ 提出方法：書面は持参することにより提出するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。

（２）阪神高速は、説明を求められたときは、書面を受け取った翌日から５日以内（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く。）に説明を求めた者に対し書面にて回答する。

９．落札者の決定に関する事項

（１）落札者の決定方法

入札参加者は、価格をもって入札し、品質確保のための体制の評価に応じて付与する点数からなる技術評価点、並びに入札価格を点数評価した価格評価点から、総合評価値［総合評価値＝技術評価点＋価格評価点］を算出し、次の条件を満たす総合評価値の最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が契約制限価格以下の価格であること。

② 申請書等が適切であること。

なお、総合評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

また、落札者となるべき者により、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがある、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当と認められるときは、契約制限価格以下の価格をもって入札した他の者のうち最も総合評価値が高い者を落札者とすることがある。

契約目安価格方式を適用した工事については、上記の「落札者」を「落札予定者」、「契約制限価格以下の価格」を「契約目安価格以下又は契約目安価格を超える一定の範囲内の価格」と読み替えるものとする。ただし、この場合において、入札価格が、契約目安価格を超えている場合、落札予定者が提出した工事費内訳書の各単価について、価格協議（確認）を行い、両者合意のうえ落札予定者を落札者とする（契約目安価格方式の適用有無は別表-1 参照のこと）。ただし、価格の合意に至らなかった場合は、あらかじめ落札予定者に通知した後、次順位者と価格協議（確認）を行う。

（２）評価項目及び評価点

各評価項目と評価点の内容については、別紙－１を参照すること。

（３）品質確保体制確認書の履行に関する事項

品質確保体制確認書に記載した内容は、契約書に添付するものとし、履行すること（競争参加資格確認結果通知書において評価対象外とした項目は除く）。

品質確保体制確認書に記載された内容については、工事中及び工事完成時に確認できる項目を、契約締結後に提出する施工計画書等に反映させるものとし、工事中及び工事完成後に、履行状況の確認及び検査を行う。

（４）品質確保体制確認書の履行に伴う工事成績評定点の取り扱い

受注者の責により、品質確保体制確認書に記載された内容の履行がなされなかった場合は、工事成績評定において、未実施の評価項目ごとにその項目点数を減ずる（最大 10 点減点）。

なお、品質確保体制確認書に記載された内容に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約違反として取り扱う場合がある。

また、品質確保体制確認書に記載された内容について、さらに工夫を加えて品質向上等に寄与した場合や、履行が困難となるような制約が生じたがそれを克服して履行を達成した等の場合においては、工事成績評定において加点する場合がある（最大 10 点加点）。

10. 閲覧資料

閲覧資料の有無及び閲覧資料がある場合の閲覧期間・場所については、**別表－３**のとおり。

11. 入札説明書等に対する質問

（1）この入札説明書及び設計図書等に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。

① 提出期間：**別表－３**のとおり。

② 提出場所：**別表－３**のとおり。

③ 提出方法：原則、電子メール等によること。なお、電子メール等によることが困難な場合は書面持参による提出、郵送等又は電送によることができるものとする。

（※電子メール等による場合には、オリジナルデータ(別紙－７)により作成し、PDF 及びオリジナルデータ(別紙－７)を送付すること。）

（※電送又は電子メール等の場合には、着信を確認すること。）

（2）上記（1）の質問に対する回答は、質問書を受け取った翌日から原則として５日（休日を除く）以内に電子メールで回答するものとする。また、その回答書は、次のとおり閲覧に供する。

① 閲覧期間：**別表－３**のとおり。

② 閲覧場所：阪神高速道路株式会社ホームページ（工事の入札公告ページ）

（3）他の競争参加希望者の質問及び回答についても閲覧に供しているため、閲覧期間中は適時確認を行うこと。

12. 入札、開札の予定日時、場所及び入札書の提出方法

（1）電子入札による入札の締め切り：**別表－３**のとおり。

（2）紙入札方式の承諾を得た場合

① 提出締め切り：**別表－３**の日時必着。

② 提出場所：**別表－３**のとおり。

③ 提出方法：入札書の提出方法は、郵送等とし、直接（持参）入札及び電送による入札は受け付けない。また、阪神高速より競争参加資格があることを認めた旨の通知書の写しを、入札書を入れた中封筒と共に表封筒に入れて郵送等すること。

（3）開札日時：**別表－３**のとおり。

（4）開札場所：**別表－３**のとおり。

13. 入札方法等

（1）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札予定価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（2）入札執行回数は、２回を限度とする。

14. 入札保証金、契約保証金、前払金等

入札保証金、契約保証金の納付及び前払金の支払いについては、**別表－１**のとおり。

15. 工事費内訳書の提出

（1）第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書（諸経費含む）を、次に従い、提出すること。

なお、工事費内訳書の様式は自由とするが、阪神高速が提示した金額を記載しない設計書（金

抜設計書）の工事費内訳書及び内訳書に示す全ての項目について、単価、数量、金額を明らかにすること。

あわせて、直接工事費のうち材料費及び労務費、現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費の金額を記載すること。（参考例：別添-1 及び別添-2）

また、紙による提出を行う場合には、工事費内訳書には、商号又は名称、住所、宛名並びに工事名を記載し、記名及び押印を行うこと。

① 提出締切：**別表－３**のとおり。

② 提出場所：**別表－３**のとおり。

③ 提出方法：下記イ）、ロ）又はハ）のいずれかによること。（詳細は、電子入札運用基準参照）

イ） 電子入札システムにより、工事費内訳書を提出するものとする。
（電子ファイルサイズは合計３MB以内）

ロ） 電子入札システムにより、必要事項を記載した電子ファイル（電子入札運用基準・様式４）を送信し、工事費内訳書は上記②の提出場所へ電子メール又は電子ファイル送付サービス（以下「電子メール等」という。）により提出するものとする。
なお、送付後、阪神高速へ着信確認を行うものとする。
(電子ファイルサイズが合計 10MBを超える場合は、分割送付又はファイル転送サービスによる送付によること)

ハ） 上記イ）、ロ）によることが困難な場合、又は阪神高速の承諾を得て紙入札とする場合は、上記②の提出場所へ持参又は郵送等によって、工事費内訳書を提出するものとする。なお、電送によるものは受け付けない。

（2）工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

ただし、以下の項目に該当する場合は、当該工事費内訳書を無効とすることがあり、その場合はその者が行った入札を無効とする。

① 入札時に工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合、又は記載事項に不備がある場合

② 金額を記載しない設計書（金抜設計書）に対応する項目について、単価、数量、金額が明らかにされていない場合

③ 提出された工事費内訳書を審査した結果、真摯な見積もりを行っていないと認められる場合

（3）工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合は、その者が行った入札を無効とする場合がある。

（4）本工事は落札予定者を対象として、労務費ダンピング調査の試行対象工事である。
工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。

① 理由の確認方法：書面、電話又は対面のいずれかの方法によるヒアリング

② その他：ヒアリング方法、日時・場所等、書面の様式については別途連絡する。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

（5）工事費内訳書は、返却しない。

16. 開札

開札は、複数の阪神高速社員を立ち会わせて行う。なお、開札後、契約締結を辞退した場合は競争参加停止措置を行うことがある。

17. 入札の無効

本入札説明書において示した指名の取り消しを受けた者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札、郵便等による場合の締め切り日時を過ぎて到達した入札、電送による入札、並びに別冊現場説明書及び別冊工事請負等入札要領において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

18. 調査基準価格を下回った場合の措置

（1）調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から資料の提出（別紙－３参照）、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査（低入札価格調査）を行い、落札者の決定をする。落札者は、この調査の際に提出した資料の内容に基づき施工を行うものとする。

（2）専任の監理技術者等の配置が義務づけられている工事であって、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者等（特例監理技術者及び監理技術者補佐を含む）及び現場代理人とは別に、上記４．（2）に定める要件と同一の要件（同資料に掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で１名現場に配置することとする。

ただし、特定建設工事共同企業体の場合、この技術者は、建設業法に定める各構成員の主任技術者（又は監理技術者）以外の者とすること。

なお、当該技術者は、施工中、監理技術者等を補助し、監理技術者等と同様の職務を行うものとして専任とする。（他の職務との兼任は認めない。）

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を、監理技術者等の通知と同様に契約責任者に通知することとする。

（3）開札後、専任の技術者を追加配置できないこと等を理由に契約締結を辞退した場合又は低入札調査に協力しない場合は、競争参加停止措置を行うことがある。

19. 配置技術者の確認

維持修繕工事集約契約方式の各工事において、落札者決定後、資格要件を満たしていないことが判明した場合や、コリンズ等により監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。また、他の機関の工事を含めた他の工事と重複しているにもかかわらず入札し、専任制違反により配置技術者を専任配置できなかった場合は、競争参加停止措置を行うことがある。

なお、専任を要する期間における監理技術者等の変更については、下記に該当する場合に限り、阪神高速と協議の上、変更することができる。

（1） 傷病により監理技術者等としての職務を遂行できないと判断された場合

（2） 当該監理技術者等が死亡した場合

（3） 当該監理技術者等が退職した場合

（4） 当該監理技術者等が真にやむを得ない理由（出産、育児、介護等）による場合

（5） 受注者の責によらない事由により工期延期となる場合

（6） 工期が３年以上の長期にわたる工事で２年以上の期間連続して監理（主任）技術者として従事した場合

監理技術者等を変更する場合は、本工事の入札説明書上記４．（2）に定められた技術者に係る全ての条件を満足し、かつ当初の配置技術者と同等以上の者を配置しなければならない。ただし、変更後の監理技術者等のコリンズへの実績登録については、従事期間及び従事内容を考慮して登録を認めない場合がある。また、上記（6）等により監理技術者等を変更する場合は、新旧技術者の引継ぎ期間について発注者と協議すること。

その他、契約締結後、建設業法で定める監理技術者補佐を配置し、監理技術者が他の工事と兼任を行う場合の取扱いについては、発注者と協議すること。

なお、包括契約方式を適用した工事については、各工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものであり、包括契約対象工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等を配置し、当該工事全体を管理することができるものとして取り扱う場合がある（詳細は、維持修繕工事包括契約に関する基本協定書を参照のこと）。これによらず、別の技術者を配置する場合は、上記４．（２）の要件によらず建設業法に基づき配置すること。

20. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。（本件は、電子契約を推奨します。）

21. 火災保険付保の要否

別表－１のとおり。

22. 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

別表－１のとおり。

23. 再苦情の申立て

競争参加資格がないと認めた理由の説明を受けた者で、当該理由について不服がある者は、上記８．（２）の回答を受け取った日から７日（休日を除く）以内に、書面により、代表取締役社長に対して、再苦情の申し立てを行うことができる。なお、再苦情の申し立てについては、入札監視委員会が審議を行うものとする。再苦情の申し立ての受付窓口及び受付時間は次のとおり。

（１）受付窓口：上記７．に同じ。

（２）受付時間：毎日（休日を除く）

午前10時から午前12時まで及び午後１時から午後４時まで

24. 関連情報を入手するための照会窓口

上記７．に同じ

25. その他

（１）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札参加者は、別冊工事請負等入札要領及び別冊契約書案を熟読し、工事請負等入札要領を遵守すること。

（３）不測の事態により、本入札説明書の内容に変更が生じた場合には、原則として、指名通知を行った者（入札辞退者を除く）に対し、書面により通知する。なお、変更内容通知後から入札日まで一定期間確保できない場合は、入札日及び開札日を変更することがある。又は、変更後の内容で改めて指名通知を行う。

（４）暴力団等排除のための誓約書

受注者は、契約締結後20日以内に暴力団等排除のための誓約書（以下「誓約書」という。）を発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、一次及び二次下請負以降の全ての下請負人並びに一次下請警備会社の誓約書についても、それぞれから提出を求め、発注者に提出しなければならない。ただし、請負代金額が500万円未満（消費税及び地方消費税を含む。）の場合には適用しない。

（５）Hi-TeLus（ハイテラス 阪神高速・工事情報等共有システム）

本工事は、土木工事共通仕様書に定める書類作成及び提出等の工事関係事務手続を契約書第61 条の規定「情報通信の技術を利用する方法」に基づき行う、Hi-TeLus（阪神高速・工事情報等共有システム）の対象工事である。本工事の落札者は、落札後にHi-TeLusユーザー登録申請書（別紙－２）を提出すること。

提出場所：上記７．に同じ。

（６）手続における交渉の有無＝［別表－１のとおり］

（７）本工事の指名者数と各企業名、入札調書等の契約情報の公表は、最終の集約契約対象工事の契約締結が完了した後に行う。

（８）入札参加者は「責任あるサプライチェーン 等 における人権尊重のためのガイドライン」（令和4 年9 月13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係政府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。